

議案第72号

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

すみだ生涯学習センター条例（平成6年墨田区条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1本館施設の部ホールの項中「9,900円」を「10,800円」に、「11,700円」を「12,800円」に改め、同部ドームの項中「6,200円」を「6,800円」に、「7,200円」を「7,900円」に改め、同部リハーサル室の項中「3,800円」を「4,100円」に、「4,500円」を「4,900円」に改め、同部陶芸室の項中「1,300円」を「1,400円」に、「1,400円」を「1,500円」に改め、同部創作活動室（第1）の項中「2,600円」を「2,800円」に、「3,100円」を「3,400円」に改め、同部創作活動室（第2）の項中「2,100円」を「2,300円」に、「2,500円」を「2,700円」に改め、同部研修室の項中「2,600円」を「2,800円」に、「3,100円」を「3,400円」に改め、同部和室（第1）の項及び和室（第2）の項中「2,200円」を「2,400円」に、「2,600円」を「2,800円」に改め、同部視聴覚室の項中「3,100円」を「3,400円」に、「3,700円」を「4,000円」に改め、同部視聴覚スタジオの項中「2,000円」を「2,200円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同部音楽スタジオの項中「1,200円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,400円」に改め、同部編集調整室の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,500円」を「1,600円」に改め、同表別館施設の部講習室の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,700円」を「1,800円」に改め、同部茶室の項中「90

0円」を「950円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同部音楽室の項中「650円」を「700円」に、「750円」を「800円」に改め、同部ピアノ室の項中「130円」を「140円」に改め、同部多目的室の項中「1,500円」を「1,600円」に、「1,800円」を「1,900円」に改め、同部和室の項中「650円」を「700円」に、「750円」を「800円」に改め、同表付記2中「1」を「付記1」に改め、同表付記に次のように加える。

- 4 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表（付帯設備に係る部分を除く。）に定める額（付記1又は3の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定するとともに、新たに区民外料金を設ける必要がある。